

消費税及び地方消費税の 申告書（簡易課税用）の書き方

税務署

- この「書き方」では、令和元年10月1日以後に終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）第一表」及び「消費税及び地方消費税の申告書第二表」と、これに添付する次の付表について、法人向けに一般的な事項を説明します。
 - ・ 付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（R1.10.1以後終了課税期間用）
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用して消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。

※ 簡易課税制度を選択していない法人又は簡易課税制度を選択していても基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円を超える法人は簡易課税制度を適用して申告を行うことはできませんので、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」をご利用ください。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは<https://www.nta.go.jp>）。

- 法人に係る消費税の申告期限の特例が創設されました。

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

また、「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

注 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。
なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

〈令和2年4月作成〉



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



△ 消費税の税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施され、消費税の税率は標準税率と軽減税率の複数税率となりました。

○ 消費税率等

区分	適用時期 (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

(注1) 消費税等の軽減税率は、令和元年9月30日までの税率と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用されたものと新税率（標準税率及び軽減税率）が適用されたものとに区分経理された帳簿等に基づき作成する必要があります。

(注2) 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

○ 軽減税率の対象品目

①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

○ 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、請求書等保存方式の場合の記載事項に加え、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え)（注2） ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等保存方式の場合と同様に、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

○ 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が5,000万円以下の事業者をいいます。）で、簡易課税制度を適用する者に対しては、次の売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

1 売上税額の計算の特例（軽減売上割合の特例）

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間（適用対象期間）において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

→ 第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

【上記の割合の計算が困難な場合】

軽減売上割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

2 仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の届出の特例）

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。簡易課税制度の届出の特例を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間です。簡易課税制度の届出の特例に関して、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、同制度を適用することができます。

ただし、簡易課税制度の届出の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

○ 軽減税率制度に関するお問合せ先【軽減コールセンター（消費税軽減税率電話相談センター）】

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

※ 軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は、ガイダンスに沿って「1」を押してください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンス「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

① 作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。

ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

(注) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

② 基準期間がない法人でその事業年度の開始日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当するものは、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいづれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

③ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

なお、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

また、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

⚠ ご注意ください

申告に係る課税期間に旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみを行う場合）、地方消費税額の計算方法が、旧税率が適用された取引がある（付表4-1を用いて計算する）場合と異なるため、付表4-3を用いて計算します。

付表4-3は国税庁ホームページ（申告手続・用紙）からダウンロードできます。

（注）申告に係る課税期間に旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみを行う場合）であっても、付表4-1を使用して差し支えありません。この場合、付表4-1の「⑫E欄-⑪E欄」がプラスの場合には、⑬E欄は、100円未満の端数は切り捨てて記載します（具体的な付表4-1の記載例（計算方法）は次のとおりです）

<付表4-1>

旧税率が適用された取引がない場合（X欄に記載すべき金額がない場合）、かつ、⑬E欄がプラスの場合

課 税 期 間		R1・10・1～R1・12・31		氏名又は名称	○○商事(株)
区 分		旧 税 率 分 小 計	稅率6.24%適用分	稅率7.8%適用分	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額	①	X	D	E	円 ※第二表の①欄～ 3,898 000 2,754 000 6,652 000
中 略					
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※山E欄～	※山E欄～	73,831
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※山E欄～	※山E欄～	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				
控除不足還付税額	⑪				
差引税額	⑫				
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬				
譲渡割額	⑭				
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭)	⑮				

旧税率取引なし

⑬E欄⇒「⑫E欄-⑪E欄」の金額を記載(100円未満を切り捨て)
(108,307 - 73,831 = 34,476 → 34,400)
⑯E欄⇒「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載
(34,400 × 22/78 = 9,702.5 → 9,702)
※ ⑭E欄の記載は不要

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

次に、課税売上高を第一種事業から第六種事業の種類ごとに区分します。

また、令和元年10月1日の消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率となるため、同日以降の事業の種類別の課税売上高を取引に適用される税率ごとに区分する必要があります。

簡易課税制度の事業区分について

- 1 簡易課税制度では、事業区分によって、みなし仕入率が異なりますから、控除対象仕入税額を計算するために、課税売上げを、第一種事業から第六種事業のいずれの事業に該当するかを区分しておく必要があります。なお、事業区分は、取引（課税資産の譲渡等）ごとに行います。
- 2 第一種事業から第六種事業の具体的な区分方法としては次のような方法があります。
 - (1) 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
 - (2) 納品書、請求書、売上伝票、レジペーパーなどに事業の種類が分かるように売上げ内容を記載（客観的に区分できる程度の記号や番号の記載でも差し支えありません。）しておき、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
 - (3) いくつかの事業場を持っていて、それぞれ1種類の事業だけを行っている場合、それぞれの事業場ごとの課税売上高を基礎として、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
- 3 事業区分をしていない場合、その区分していない課税売上げについては、区分していない事業のうち、みなし仕入率が最も低い事業に係る課税売上げとして計算することとなります。
- 4 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率については、パンフレット「消費税のあらまし」をご参照ください。なお、パンフレット「消費税のあらまし」は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しています。また、国税庁ホームページでは、簡易課税制度に関する質疑応答事例も掲載していますので、ご参照ください。

○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入れ率の見直し

簡易課税制度における「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げされました。

なお、令和元年10月1日以後に行う取引から適用されています。

令和2年4月1日～

○ 大法人のe-Taxの義務化が始まりました！

平成30年度の税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

1 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

○ e-Taxの利用について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる大法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである4月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

霞商会株式会社の当課税期間（令和元年5月1日～令和2年4月30日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

なお、旧税率のうち3%又は4%が適用された取引はありません。

また、売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例（注1）は適用していません。

項目	課税期間の合計金額	うち税率6.3%適用分	うち税率6.24%適用分	うち税率7.8%適用分
1 売上高	円	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	30,710,000	23,033,000	4,798,000	2,879,000
うち第二種事業	24,759,000	18,033,000	4,798,000	1,928,000
うち第四種事業	5,951,000	5,000,000	-	951,000
(2) 免税売上高	1,100,000	-	-	-
(3) 非課税売上高	-	-	-	-
2 売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの(税込み))	2,018,000	1,514,000	315,000	189,000
うち第二種事業	1,338,000	909,000	315,000	114,000
うち第四種事業	680,000	605,000	-	75,000
3 貸倒処理した金額（税込み）	560,000	560,000	-	-

(注1) 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、3ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

(注2) 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

II 課税標準額及び消費税額等の計算（付表4-1①～③、⑤欄及び4-2①～③、⑤欄の作成）

■ 1 付表4-2①～③及び⑤欄の記載

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$23,033,000 \text{円} (\text{課税売上高 (税込み)}) \times \frac{100}{108} = 21,326,851 \text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「課税標準額①」欄

(1)で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$21,326,851 \text{円} \Rightarrow 21,326,000 \text{円} (\text{千円未満切捨て})$$

(3) 「消費税額②」欄

(2)で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$21,326,000\text{円} \text{ (課税標準額)} \times 6.3\% = 1,343,538\text{円}$$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額をそれぞれ控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{63}{80}$ 、 $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧消費税法施行規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{63}{80}$ 、 $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧消費税法施行規則第22条第1項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

(4) 「貸倒回収に係る消費税額③」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

(5) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等がある場合に、その金額に含まれる税額を計算します。

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,514,000\text{円} \text{ (売上対価の返還等の金額 (税込み))} \times \frac{6.3}{108} = 88,316\text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■2 付表4-1①～③及び⑤欄の記載

付表4-2①～③及び⑤欄の旧税率分小計Xを付表4-1①～③及び⑤欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分D

$$4,798,000\text{円} \text{ (課税売上高 (税込み))} \times \frac{100}{108} = 4,442,592\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$2,879,000\text{円} \text{ (課税売上高 (税込み))} \times \frac{100}{110} = 2,617,272\text{円}$$

合計F

$$21,326,851\text{円} + 4,442,592\text{円} + 2,617,272\text{円} = 28,386,715\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「課税標準額①」欄

(1)で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分D

$$4,442,592\text{円} \Rightarrow 4,442,000\text{円} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率7.8%適用分E

$$2,617,272\text{円} \Rightarrow 2,617,000\text{円} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計F

$$21,326,000\text{円} + 4,442,000\text{円} + 2,617,000\text{円} = 28,385,000\text{円}$$

(3) 「消費税額②」欄

(2)で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分D

$$4,442,000\text{円} \text{ (課税標準額)} \times 6.24\% = 277,180\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$2,617,000\text{円} \text{ (課税標準額)} \times 7.8\% = 204,126\text{円}$$

合計F

$$1,343,538\text{円} + 277,180\text{円} + 204,126\text{円} = 1,824,844\text{円}$$

(4) 「貸倒回収に係る消費税額③」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

(5) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分D

$$315,000\text{円} \text{ (売上対価の返還等の金額 (税込み))} \times \frac{6.24}{108} = 18,199\text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

税率7.8%適用分E

$$189,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 13,401\text{円}$$

合計F

$$88,316\text{円} + 18,199\text{円} + 13,401\text{円} = 119,916\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

III 控除対象仕入税額等の計算（付表5-1及び5-2の作成）

i 付表5-2①～⑯欄の記載

■1 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

- (1) 「課税標準額に対する消費税額①」欄

税率6.3%適用分C

付表4-2の②C欄の金額1,343,538円を記載します。

旧税率分小計X

1,343,538円

- (2) 「貸倒回収に係る消費税額②」欄

付表4-2の③欄の金額を記載します。

- (3) 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

税率6.3%適用分C

付表4-2の⑤C欄の金額88,316円を記載します。

旧税率分小計X

88,316円

- (4) 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

(1)から(3)までの金額を表示の計算式により計算した金額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,343,538\text{円} - 88,316\text{円} = 1,255,222\text{円}$$

■2 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

■3 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

- (1) 「事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細⑥～⑫」欄

第一種事業から第六種事業に区分して計算します。

- イ 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$23,033,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 1,514,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 19,925,000\text{円}$$

□ 「第二種事業⑧」 欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$18,033,000円 \times \frac{100}{108} - 909,000円 \times \frac{100}{108} = 15,855,556円$$

ハ 「第四種事業⑩」 欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,000,000円 \times \frac{100}{108} - 605,000円 \times \frac{100}{108} = 4,069,444円$$

(2) 「(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細⑯～⑰」 欄

第一種事業から第六種事業に区分して計算します。

イ 「第二種事業⑯」 欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$18,033,000円 \times \frac{6.3}{108} - 909,000円 \times \frac{6.3}{108} = 998,900円$$

□ 「第四種事業⑰」 欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,000,000円 \times \frac{6.3}{108} - 605,000円 \times \frac{6.3}{108} = 256,375円$$

ハ 「事業区分別の合計額⑯」 欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$998,900円 + 256,375円 = 1,255,275円$$

ii 付表5-1①～⑯欄の記載

付表5-2①～⑯欄の旧税率分小計 X を付表5-1①～⑯欄の旧税率分小計 X に転記します。

■ 1 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

(1) 「課税標準額に対する消費税額①」 欄

税率6.24%適用分 D

付表4-1の②D欄の金額277,180円を記載します。

税率7.8%適用分 E

付表4-1の②E欄の金額204,126円を記載します。

合計 F

付表4-1の②F欄の金額1,824,844円を記載します。

(2) 「貸倒回収に係る消費税額②」 欄

付表4-1の③欄の金額を記載します。

(3) 「売上対価の返還等に係る消費税額③」 欄

税率6.24%適用分 D

付表4-1の⑤D欄の金額18,199円を記載します。

税率7.8%適用分 E

付表4-1の⑤E欄の金額13,401円を記載します。

合計 F

付表4-1の⑤F欄の金額119,916円を記載します。

(4) 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

(1)から(3)までの金額を表示の計算式（①+②-③）により計算した金額を記載します。

税率6.24%適用分D

$$277,180\text{円} - 18,199\text{円} = 258,981\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$204,126\text{円} - 13,401\text{円} = 190,725\text{円}$$

合計F

$$1,255,222\text{円} + 258,981\text{円} + 190,725\text{円} = 1,704,928\text{円}$$

■ 2 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

■ 3 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 「事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細⑥～⑫」欄

第一種事業から第六種事業に区分して計算します。

イ 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 315,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 4,150,926\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$2,879,000\text{円} \times \frac{100}{110} - 189,000\text{円} \times \frac{100}{110} = 2,445,454\text{円}$$

合計F

$$19,925,000\text{円} + 4,150,926\text{円} + 2,445,454\text{円} = 26,521,380\text{円}$$

ロ 「第二種事業⑧」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 315,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 4,150,926\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$1,928,000\text{円} \times \frac{100}{110} - 114,000\text{円} \times \frac{100}{110} = 1,649,091\text{円}$$

合計F

$$15,855,556\text{円} + 4,150,926\text{円} + 1,649,091\text{円} = 21,655,573\text{円}$$

$$(売上割合) = \frac{\text{第二種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高（合計額）}} = \frac{21,655,573\text{円}}{26,521,380\text{円}} = 81.653\cdots\% \geq 75\%$$

ハ 「第四種事業⑩」欄

税率7.8%適用分E

$$951,000\text{円} \times \frac{100}{110} - 75,000\text{円} \times \frac{100}{110} = 796,364\text{円}$$

合計 F

$$4,069,444\text{円} + 796,364\text{円} = 4,865,808\text{円}$$

$$(売上割合) = \frac{\text{第四種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高（合計額）}} = \frac{4,865,808\text{円}}{26,521,380\text{円}} = 18.346\cdots\% < 75\%$$

(2) 「(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細⑯～⑰」欄

第一種事業から第六種事業に区分して計算します。

イ 「第二種事業⑮」欄

税率6.24%適用分 D

$$4,798,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} - 315,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 259,018\text{円}$$

税率7.8%適用分 E

$$1,928,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} - 114,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 128,629\text{円}$$

合計 F

$$998,900\text{円} + 259,018\text{円} + 128,629\text{円} = 1,386,547\text{円}$$

ロ 「第四種事業⑰」欄

税率7.8%適用分 E

$$951,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} - 75,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 62,116\text{円}$$

合計 F

$$256,375\text{円} + 62,116\text{円} = 318,491\text{円}$$

ハ 「事業区分別の合計額⑯」欄

税率6.24%適用分 D

$$259,018\text{円}$$

税率7.8%適用分 E

$$128,629\text{円} + 62,116\text{円} = 190,745\text{円}$$

合計 F

$$1,255,275\text{円} + 259,018\text{円} + 190,745\text{円} = 1,705,038\text{円}$$

iii 付表5-2⑳～㉖欄の記載

「控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄における特例計算の判定及び控除対象仕入税額の計算をし、「原則計算を適用する場合」又は「特例計算を適用する場合」の該当する欄に計算結果を記載します。

■1 「原則計算を適用する場合⑳」欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,255,222\text{円} \times \frac{998,900\text{円} \times 80\% + 256,375\text{円} \times 60\%}{1,255,275\text{円}} = 952,904\text{円}$$

■2 「特例計算を適用する場合」の「1種類の事業で75%以上㉑」欄

設例の場合、第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めますから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率（80%）を適用することができます。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,255,222円 \times 80\% = 1,004,177円$$

- 3 「特例計算を適用する場合」の「2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業^⑧」欄
設例の場合は第二種事業及び第四種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めますから、控除対象仕入税額の計算については、次のとおりとなります。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,255,222円 \times \frac{998,900円 \times 80\% + (1,255,275円 - 998,900円) \times 60\%}{1,255,275円} = 952,904円$$

iv 付表5-1⑩～⑯欄の記載

付表5-2⑩～⑯欄の旧税率分小計Xを付表5-1⑩～⑯欄の旧税率分小計Xに転記します。

また、「控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄における特例計算の判定及び控除対象仕入税額の計算をし、「原則計算を適用する場合」又は「特例計算を適用する場合」の該当する欄に計算結果を記載します。

- 1 「原則計算を適用する場合⑩」欄

税率6.24%適用分D

$$258,981円 \times \frac{259,018円 \times 80\% + 0円 \times 60\%}{259,018円} = 207,184円$$

税率7.8%適用分E

$$190,725円 \times \frac{128,629円 \times 80\% + 62,116円 \times 60\%}{190,745円} = 140,157円$$

合計F

$$952,904円 + 207,184円 + 140,157円 = 1,300,245円$$

- 2 「特例計算を適用する場合」の「1種類の事業で75%以上^⑪」欄

設例の場合、第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めますから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率（80%）を適用することができます。

税率6.24%適用分D

$$258,981円 \times 80\% = 207,184円$$

税率7.8%適用分E

$$190,725円 \times 80\% = 152,580円$$

合計F

$$1,004,177円 + 207,184円 + 152,580円 = 1,363,941円$$

- 3 「特例計算を適用する場合」の「2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業^⑧」欄

税率6.24%適用分D

$$258,981円 \times \frac{259,018円 \times 80\% + (259,018円 - 259,018円) \times 60\%}{259,018円} = 207,184円$$

税率7.8%適用分E

$$190,725円 \times \frac{128,629円 \times 80\% + (190,745円 - 128,629円) \times 60\%}{190,745円} = 140,157円$$

合計 F

$$952,904\text{円} + 207,184\text{円} + 140,157\text{円} = 1,300,245\text{円}$$

v 付表5-2⑦欄の記載

上記 iii ■ 1 から ■ 3 のいずれかから選択した金額を記載します。

設例の場合には ■ 2 を選択します。

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

1,004,177円

(注) 適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

vi 付表5-1⑦欄の記載

付表5-2⑦欄の旧税率分小計 X を付表5-1⑦欄の旧税率分小計 X に転記します。

また、上記 iv ■ 1 から ■ 3 のいずれかから選択した金額を記載します。

設例の場合には ■ 2 を選択します。

税率6.24%適用分 D

207,184円

税率7.8%適用分 E

152,580円

合計 F

1,363,941円

(注) 適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

IV 納付（還付）税額の計算（付表4-1④、⑥～⑯欄及び4-2④、⑥～⑯欄の作成）

■ 1 付表4-2④、⑥～⑯欄の記載

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.3%適用分 C

付表5-2の⑦C 欄の金額1,004,177円を記載します。

旧税率分小計 X

1,004,177円

(2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなったものがある場合には、その貸倒れに係る税額を計算します。

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$560,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 32,666\text{円}$$

(3) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,004,177\text{円} + 88,316\text{円} + 32,666\text{円} = 1,125,159\text{円}$$

(4) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,343,538\text{円} - 1,125,159\text{円} = 218,379\text{円}$$

(5) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率6.3%適用分 C

⑨C 欄の金額218,379円を記載します。

旧税率分小計X

218,379円

- (6) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式（⑫-⑪）により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

- (7) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$218,379 \text{円} \times \frac{17}{63} = 58,927 \text{円}$$

■ 2 付表4-1④、⑥～⑯欄の記載

付表4-2④、⑥～⑯欄の旧税率分小計Xを付表4-1④、⑥～⑯欄の旧税率分小計Xに転記します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分D

付表5-1の⑰D欄の金額207,184円を記載します。

税率7.8%適用分E

付表5-1の⑰E欄の金額152,580円を記載します。

合計F

付表5-1の⑰F欄の金額1,363,941円を記載します。

- (2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなったものがある場合には、その貸倒れに係る税額を計算します。

合計F

32,666円

- (3) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分D

$$207,184 \text{円} + 18,199 \text{円} = 225,383 \text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$152,580 \text{円} + 13,401 \text{円} = 165,981 \text{円}$$

合計F

$$1,125,159 \text{円} + 225,383 \text{円} + 165,981 \text{円} = 1,516,523 \text{円}$$

- (4) 「差引税額⑨」欄

税率6.24%適用分D

$$277,180 \text{円} - 225,383 \text{円} = 51,797 \text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$204,126 \text{円} - 165,981 \text{円} = 38,145 \text{円}$$

合計F

$$218,379 \text{円} + 51,797 \text{円} + 38,145 \text{円} = 308,321 \text{円}$$

- (5) 「合計差引税額⑩」欄

表示の計算式（⑨-⑧）により合計差引税額を計算します。

(6) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分E

$$51,797\text{円} + 38,145\text{円} = 89,942\text{円}$$

合計F

$$218,379\text{円} + 89,942\text{円} = 308,321\text{円}$$

(7) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式 (⑫-⑪) により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

(8) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率7.8%適用分E

$$89,942\text{円} \times \frac{22}{78} = 25,368\text{円}$$

合計F

$$58,927\text{円} + 25,368\text{円} = 84,295\text{円}$$

(9) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

表示の計算式 (⑮-⑭) により合計差引譲渡割額を計算します。

V 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）第二表の作成

付表4-1、4-2及び付表5-1、5-2の作成が終わりましたら、付表4-1、4-2から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目	
課 税	標 準 額	①	付表4-1 ① F欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 %適用分	②	付表4-2 ①-1 A欄の金額
	4 %適用分	③	付表4-2 ①-1 B欄の金額
	6.3%適用分	④	付表4-2 ①-1 C欄の金額
	6.24%適用分	⑤	付表4-1 ①-1 D欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表4-1 ①-1 E欄の金額
		⑦	付表4-1 ①-1 F欄の金額
消 費 税 額		⑪	付表4-1 ② F欄の金額
⑪の内訳	3 %適用分	⑫	付表4-2 ② A欄の金額
	4 %適用分	⑬	付表4-2 ② B欄の金額
	6.3%適用分	⑭	付表4-2 ② C欄の金額
	6.24%適用分	⑮	付表4-1 ② D欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表4-1 ② E欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表4-1 ⑤ F欄の金額
売上げの返還等対価に係る税額		⑱	付表4-1 ⑤ F欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑲	付表4-1 ⑬ F欄の金額
	4 %適用分	⑳	付表4-2 ⑬ B欄の金額
	6.3%適用分	㉑	付表4-2 ⑬ C欄の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉒	付表4-1 ⑬ E欄の金額

VI 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）第一表の作成

■1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表4-1、5-1から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目
課 税 標 準 額	①		申告書第二表①欄の金額
消 費 稅 額	②		申告書第二表⑪欄の金額
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③		付表4-1 ③F欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表4-1 ④F欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑯欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表4-1 ⑥F欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表4-1 ⑦F欄の金額
控除不足還付税額	⑧		付表4-1 ⑩F欄の金額（マイナスの場合）
差引税額（百円未満切捨て）	⑨		付表4-1 ⑩F欄の金額（プラスの場合）
参考事項の「事業区分」欄(千円未満四捨五入)			付表5-1 ⑦～⑫F欄の金額等

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します。

(注1) 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式 ((⑨-⑩) 又は (⑩-⑨)) により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

(3) 「この課税期間の課税売上高⑯」欄

課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

$$\begin{aligned}
 & (23,033,000\text{円} \times \frac{100}{108} + 4,798,000\text{円} \times \frac{100}{108} + 2,879,000\text{円} \times \frac{100}{110}) \\
 & - (1,514,000\text{円} \times \frac{100}{108} + 315,000\text{円} \times \frac{100}{108} + 189,000\text{円} \times \frac{100}{110}) \\
 & + 1,100,000\text{円} = 27,621,380\text{円}
 \end{aligned}$$

(4) 「基準期間の課税売上高⑯」欄

この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

■2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

付表4-1から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税	⑯	付表4-1 ⑬F欄の金額（マイナスの場合）
	差引税額(百円未満切捨て)	⑰	付表4-1 ⑬F欄の金額（プラスの場合）
譲渡割額	還付額	⑯	付表4-1 ⑯F欄の金額（マイナスの場合）
	納税額(百円未満切捨て)	⑰	付表4-1 ⑯F欄の金額（プラスの場合）

(1) 「中間納付譲渡割額②」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額を記載します。

(注1) 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 税務署から送付した申告書の「中間納付税額①」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されていません。

(2) 「納付譲渡割額②」欄又は「中間納付還付譲渡割額③」欄

表示の計算式 ((② - ①) 又は (③ - ②)) により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■3 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑥」欄の記載

(⑪ + ⑫) - (⑧ + ⑫ + ⑯ + ⑰) の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください。）。

VII その他の項目の記載

■1 申告書第一表及び第二表の「納税地」欄等の記載

(1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をかっこ書で記載します。

(2) 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。

なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合は、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。

(3) 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。

(4) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。

(5) 「自 平成 年 月 日至令和 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。

なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。

(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。

(6) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。

なお、仮決算による中間申告の場合は「中間」と記載します。

■2 申告書第一表の「付記事項」欄等の記載

(1) 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付してください。

「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年改正省令附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください（8ページ点線枠内参照）。

(2) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税

額②」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。

- (3) 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■ 3 申告書第一表の「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販のソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{*1}については、申告書等用紙^{*2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{*3}」を送付することとしています。

※1 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人をいいます。

※2 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

※3 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面をいいます。

■ 4 申告書第二表の「改正法附則による税額の特例計算」欄の記載

「改正法附則による税額の特例計算」欄には、売上げを税率の異なるごとに区分して合計することが困難な中小事業者が、軽減売上割合（10営業日）の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第38条第1項）を適用する場合、「軽減売上割合（10営業日）」欄に○印を付してください。

※ 簡易課税制度を適用する場合、小売等軽減仕入割合（附則38条第2項）及び小売等軽減売上割合（附則39条第1項）の適用はできません。

△ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中に入いねいに記入してください。

(記入例) ○良い例



× 悪い例



○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



第3-(3)号様式

令和 年 月 日 <i>受印</i>		税務署長殿	
納 税 地 千代田区霞が関○-○-○ (電話番号 03 - 0000 - 0000)			
(フリガナ) カスミショウカイ カブシキガイシャ			
法 人 名 霞商会 株式会社			
法 人 番 号 1000000000000000			
(フリガナ) カスミ タロウ			
代 表 者 氏 名 霞 太郎			

※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号				翌年以降 送付不要
	所管	要否	整 理 番 号		
	申 告 年 月 日		令 和 年 月 日		
	申 告 区 分		指 導 等	庁 指 定	局 指 定
	通 信 日 付 印		確 認 印		
	年 月 日		指 導 年 月 日		
令 和		相 談	区分1	区分2	区分3

自 平成 / 年 月 日課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書至 令和 年 月 日中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課 税 標 準 額 ①		
消 費 税 領	28385000	03
貸倒回収に係る消費税額		07
控除対象仕入税額	1363941	08
返還等対価に係る税額	119916	09
税額	32666	10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	1516523	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		13
差引税額 (②+③-⑦)	308300	15
中間納付税額	00	16
納付税額 (⑨-⑩)	308300	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	00	18
この申告書既確定税額 が修正申告 である場合		19
差引納付税額	00	20
この課税期間の課税売上高	27621380	21
基準期間の課税売上高	30000000	

この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額	51	17
差引税額	52	18
譲渡割額	53	19
還付額	54	20
納 税 領	54	20
中間納付譲渡割額	55	21
納付譲渡割額 (②-①)	56	22
中間納付還付譲渡割額 (②-①)	57	23
この申告書既確定 が修正申告 である場合	58	24
差引納付 譲渡割額	59	25

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	31
延 払 基 準 等 の 適 用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	32	
工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	33	
現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	34	
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	35
区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合 %		
第1種	千円			36
第2種	21,656	81.6		37
第3種		.		38
第4種	4,866	18.3		39
第5種		.		42
第6種		.		43
特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無		40
還する 付ける を金 受け け 機 よ う と 等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
預 金	口 座 番 号			
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-			
郵便局名等				
※税務署整理欄				

税 理 士 署名押印	印
(電話番号 - - -)	

<input type="radio"/>	税理士法 第30条の書面提出有
<input type="radio"/>	税理士法 第33条の2の書面提出有

⑬=(⑪+⑫)-(⑮+⑯+⑰+⑱)・修正申告の場合⑬=⑭+⑯
⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

納 税 地	千代田区霞が関○-○-○ (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキガイシャ
法 人 名	霞商会 株式会社
(フリガナ)	カスミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39①	53

自 平成□□ / 年□□月□□日
自 令和□□ / 年□□月□□日
至 令和□□年□□月□□日

中間申告　自 平成□□年□□月□□日
の場合の
対象期間　至 令和□□年□□月□□日

課 稅 標 準 額 ① 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
 ※申告書(第一表)の①欄へ

消	費	税	額	(11)	□□□□□	1824844	21
(11) の 内 訳	3 % 適用分	(12)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	22
	4 % 適用分	(13)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	23
	6.3 % 適用分	(14)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	1343538	24
	6.24 % 適用分	(15)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	277180	25
	7.8 % 適用分	(16)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	204126	26

地方消費税の 課税標準となる 消費税額	(注2)	②〇	□□□□□	308321	41
		②一	□□□□□		42
		②二	□□□□□	218379	43
		②三	□□□□□	89942	44

(注1) ⑧～⑩及び19欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注1) ⑥～⑩及び⑯欄は、一般課税により申口する場合で、課税完工割合が
(注2) ⑪～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課 税 期 間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	霞商会 株式会社	
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額	①	(付表4-2の①X欄の金額) 21,326 000	円 4,442 000	円 2,617 000	円 ※第二表の①欄へ 28,385 000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	(付表4-2の①-X欄の金額) 21,326,851	※第二表の⑤欄へ 4,442,592	※第二表の⑥欄へ 2,617,272	※第二表の⑦欄へ 28,386,715
消 費 税 額	②	(付表4-2の②X欄の金額) 1,343,538	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑤欄へ 277,180	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑩欄へ 204,126	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑪欄へ 1,824,844
貸倒回収に係る消費税額	③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額	④	(付表4-2の④X欄の金額) 1,004,177	(付表5-1の⑤D欄又は⑦D欄の金額) 207,184	(付表5-1の⑤E欄又は⑦E欄の金額) 152,580	(付表5-1の⑤F欄又は⑦F欄の金額) ※第一表の④欄へ 1,363,941
返還等対価に係る税額	⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額) 88,316	※付表5-1の③D欄へ 18,199	※付表5-1の③E欄へ 13,401	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑮欄へ 119,916
貸倒れに係る税額	⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額) 32,666			※第一表の⑥欄へ 32,666
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額) 1,125,159			※第一表の⑦欄へ 1,516,523
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額) 218,379	※⑫E欄へ 51,797	※⑫E欄へ 38,145	308,321
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ 308,321
地方と 消す る 税 の 費 税 額	控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額) 218,379		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 89,942	308,321
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額) 218,379		※第二表の⑯欄へ(注3) 89,942	※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ ※第二表の⑯欄へ 308,321
譲渡割額	還付額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)(注3)	
	納税額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額) 58,927		(⑫E欄×22/78)(注3) 25,368	84,295
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ 84,295

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該表を作成する。

3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑯E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

(1) 「⑫E欄-⑪E欄」がマイナスの場合

⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑪E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。

(2) 「⑫E欄-⑪E欄」がプラスの場合

⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課 税 期 間		令和元・5・1～令和2・4・30		氏名又は名称		霞商会 株式会社	
区 分		税 率 3 % 適 用 分 A		税 率 4 % 適 用 分 B		税 率 6.3 % 適 用 分 C	
課 税 標 準 額	①	円 000		円 000		円 21,326 000	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 値 の 額	① 1	※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ		※第二表の④欄へ 21,326,851	
消 費 税 額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の②欄へ		※付表5-2の①B欄へ ※第二表の③欄へ		※付表5-2の①C欄へ ※第二表の④欄へ 1,343,538	
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ		※付表5-2の②B欄へ		※付表5-2の②C欄へ	
控除対象仕入税額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑦A欄の金額)		(付表5-2の⑤B欄又は⑦B欄の金額)		(付表5-2の⑤C欄又は⑦C欄の金額) 1,004,177	
返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ		※付表5-2の③B欄へ		※付表5-2の③C欄へ 88,316	
貸倒れに係る税額	⑥					32,666	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦					1,125,159	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※⑪B欄へ		※⑪C欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※⑫B欄へ		※⑫C欄へ 218,379	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩						
地方消費税の 課税標準となる 消費税額	⑪			(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	
差引税額	⑫			(⑨B欄の金額)		(⑨C欄の金額) 218,379	
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑪-⑫)	⑬			※第二表の②欄へ		※第二表の②欄へ 218,379	
譲渡割額	⑭			(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63)	
納 税 額	⑮			(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63) 58,927	
合計差引譲渡割額 (⑯-⑭)	⑯						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課 税 期 間	令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	霞商会 株式会社
---------	------------------	--------	----------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に課する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 1,343,538	(付表4-1の②D欄の金額) 円 277,180	(付表4-1の③E欄の金額) 円 204,126	(付表4-1の②F欄の金額) 円 1,824,844
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の④E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の⑤D欄の金額)	(付表4-1の⑥E欄の金額)	(付表4-1の⑤F欄の金額)
控除対象仕入税額の計算額の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)	(付表5-2の④X欄の金額) 1,255,222	(付表4-1の⑦D欄の金額) 258,981	(付表4-1の⑧E欄の金額) 190,725	(付表4-1の⑦F欄の金額) 1,704,928

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
④ × なし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	(付表4-1の④D欄～) 円	(付表4-1の④E欄～) 円	(付表4-1の④F欄～) 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円 19,925,000	(付表4-1の⑩D欄の金額) 円 4,150,926	(付表4-1の⑪E欄の金額) 円 2,445,454	(付表4-1の⑩F欄の金額) 円 26,521,380
第一種事業(卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ %
第二種事業(小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額) 15,855,556	(付表4-1の⑩D欄の金額) 4,150,926	(付表4-1の⑪E欄の金額) 1,649,091	(付表4-1の⑩F欄の金額) 21,655,573
第三種事業(製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			※〃
第四種事業(その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額) 4,069,444	(付表4-1の⑩D欄の金額) 0	(付表4-1の⑪E欄の金額) 796,364	(付表4-1の⑩F欄の金額) 4,865,808
第五種事業(サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※〃
第六種事業(不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※〃

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円 1,255,275	(付表4-1の⑭D欄の金額) 円 259,018	(付表4-1の⑮E欄の金額) 円 190,745	(付表4-1の⑭F欄の金額) 円 1,705,038
第一種事業(卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業(小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額) 998,900	(付表4-1の⑭D欄の金額) 259,018	(付表4-1の⑮E欄の金額) 128,629	(付表4-1の⑭F欄の金額) 1,386,547
第三種事業(製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業(その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額) 256,375	(付表4-1の⑭D欄の金額) 0	(付表4-1の⑮E欄の金額) 62,116	(付表4-1の⑰F欄の金額) 318,491
第五種事業(サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業(不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該表を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計X (付表5-2の⑩X欄の金額)	税率6.24%適用分D 円	税率7.8%適用分E 円	合計F(X+D+E) 円
④ × みなし仕入率 $(\frac{⑪ \times 90\% + ⑫ \times 80\% + ⑬ \times 70\% + ⑭ \times 60\% + ⑮ \times 50\% + ⑯ \times 40\%}{⑦})$ ⑯	⑩ 952,904	207,184	140,157	1,300,245

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計X (付表5-2の⑩X欄の金額)	税率6.24%適用分D 円	税率7.8%適用分E 円	合計F(X+D+E) 円
(⑦F / ⑥F × ⑧F / ⑥F × ⑨F / ⑥F × ⑩F / ⑥F × ⑪F / ⑥F × ⑫F / ⑥F) ≥ 75% ④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑩ 1,004,177	207,184	152,580	1,363,941

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計X (付表5-2の⑩X欄の金額)	税率6.24%適用分D 円	税率7.8%適用分E 円	合計F(X+D+E) 円
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑪ \times 90\% + (⑬ - ⑪) \times 80\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑪ \times 90\% + (⑬ - ⑪) \times 70\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑪ \times 90\% + (⑬ - ⑪) \times 60\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑪ \times 90\% + (⑬ - ⑪) \times 50\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑪ \times 90\% + (⑬ - ⑪) \times 40\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑫ \times 80\% + (⑬ - ⑫) \times 70\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑫ \times 80\% + (⑬ - ⑫) \times 60\%}{⑯}$ ⑩	⑩ 952,904 (付表5-2の⑩X欄の金額)	207,184	140,157 1,300,245
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑫ \times 80\% + (⑬ - ⑫) \times 50\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑫ \times 80\% + (⑬ - ⑫) \times 40\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑬ \times 70\% + (⑭ - ⑬) \times 60\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑬ \times 70\% + (⑭ - ⑬) \times 50\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑬ \times 70\% + (⑭ - ⑬) \times 40\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 60\% + (⑮ - ⑭) \times 50\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 60\% + (⑮ - ⑭) \times 40\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑮ \times 50\% + (⑯ - ⑮) \times 40\%}{⑯}$ ⑩	⑩ (付表5-2の⑩X欄の金額)	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計X (付表5-2の⑩X欄の金額)	税率6.24%適用分D 円	税率7.8%適用分E 円	合計F(X+D+E) 円
選択可能な計算式区分(⑩～⑯)の内から選択した金額 ⑩	⑩ 1,004,177 (付表5-2の⑩X欄の金額)	207,184 (付表4-1の①D欄～)	152,580 (付表4-1の①E欄～)	1,363,941 (付表4-1の①F欄～)

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(2/2)

付表5-2 指定対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課 税 期 間	令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	霞商会 株式会社
---------	------------------	--------	----------

I 指定対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税する消費税額に ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 1,343,538 円
貸倒回収による消費税額に ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等に 係る消費税額に ③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ 88,316
指定対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)				※付表5-1の④X欄へ 1,255,222
				※付表5-1の④X欄へ 1,255,222

II 1種類の事業の専業者の場合の指定対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の指定対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥				※付表5-1の⑥X欄へ 19,925,000
第一種事業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の⑦X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧				※付表5-1の⑧X欄へ 15,855,556
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				※付表5-1の⑩X欄へ 4,069,444
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬				※付表5-1の⑬X欄へ 1,255,275
第一種事業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の⑭X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮				※付表5-1の⑮X欄へ 998,900
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				※付表5-1の⑰X欄へ 256,375
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、

⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 $\left(\frac{\text{⑪} \times 90\% + \text{⑫} \times 80\% + \text{⑬} \times 70\% + \text{⑭} \times 60\% + \text{⑮} \times 50\% + \text{⑯} \times 40\%}{\text{⑰}} \right)$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ 952,904

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
(⑦F / ⑥F + ⑧F / ⑥F + ⑨F / ⑥F + ⑩F / ⑥F + ⑪F / ⑥F + ⑫F / ⑥F) ≥ 75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ 1,004,177

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑪} \times 90\% + (\text{⑫} - \text{⑪}) \times 80\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ 円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑪} \times 90\% + (\text{⑫} - \text{⑪}) \times 70\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑪} \times 90\% + (\text{⑫} - \text{⑪}) \times 60\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑪} \times 90\% + (\text{⑫} - \text{⑪}) \times 50\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑪} \times 90\% + (\text{⑫} - \text{⑪}) \times 40\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ 952,904
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑯} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑯} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④× $\frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑯} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑯}}$	⑯ 円	円	円	※付表5-1の⑩X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(⑯～⑳)の内から選択した金額 ⑳ ⑳	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	1,004,177

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。